

インドにおける負債と農村構造

桶 舎 典 男

一 はしがき

インドの貧困の原因が、多くは農村に根ざしていることはすでに周知の事実である。農業の低生産が、これら生産物を原料とする工業の発展を拘束していることは、最近の綿布生産の停滞が象徴的に示しているが、農業の工業発展に対する寄与の少ないことについては、資本や原料・市場の面のみならず、労働の面においても同様であることが最近になって判明してきている。⁽²⁾ このことは、逆の見方をすれば、工業の農村に対するイムパクトが弱く、今日のインドの工業生産の成長をもってしては、農村の過剰人口を吸収する力に欠け、結果的には、都市の人口増加分を吸収しているにすぎないということでもあ

る。一九〇〇年以降の日本のめざましい工業化にもかかわらず、それが農村人口の増加分を吸収したにとどまり、農村人口は第二次世界戦争までほとんど停滞的であった事実と比較すれば、インドの工業のもつ農業変革の力が乏しいことも容易に察知されよう。

また、食糧生産は、二〇世紀に入って五〇年間はほとんど停滞的⁽³⁾で、農業生産の増大は五〇年度以降のごく新しい現象である。一九五二―五三年度から一九六四―六五年度まで、インド全体で農業成長率は年率三・〇パーセントで、耕地の増大、生産性上昇による寄与率は、それぞれ一・二パーセント、一・七七パーセントとなっている⁽⁴⁾。この中パンジャブ、グジャラート、タミール・ナドの三州は四パーセントをこえ、マイソールは

三、五四パーセントと高く、西ベンガル、U・P、アッサムの一パーセント台を除いてあとの諸州は二パーセント台となっている。しかしながら、耕地の増大と生産性上昇の寄与率の割合は州によって異なり、上位四州の中でもグジャラートとタミール・ナドはほとんど生産性の上昇に依存している。生産性の上昇といっても、パンジャブやタミール・ナドなど土地改革の行われていない州はいうまでもなく、インド全般に、制度的改革よりも灌漑、多収穫品種、肥料等の技術的改良に基づくことはダントワーラー教授の指摘する通りである⁽⁵⁾。それにしても、米を例にとれば、一ヘクタール当りの生産高は一〇八〇キログラムで⁽⁶⁾、太閤検地の反当り一、一石の三分の二に及ばないのが実情である。

だが、農村の問題は、農業の低生産性とか、工業に対する低い経済的寄与はむしろ表面的現象であって、経済、政治、社会、人間の意識の接合点としての農村問題それ自体が問われなければならない。インドの政治の支配カーリストへの依存は前号において問題としたが、多目的な農村社会開発計画が村^{パンチャヤット}会を通して、これら支配カーリストの地位を強化したことはつとに知られるところであ

り⁽⁸⁾、「グリーン・リヴォリューション」といわれる最近の農業生産性の上昇が農業労働者と小地主、小地主と大地主との較差を大きくしていることもすでに指摘される⁽⁹⁾ところであって、さらには、一九六九年の一大銀行国有化による農村への支店開設、貸出し増加も、手続上、抵当としての土地をもつ地主層に有利に作用する傾向のあることは否定できない。いわば、インドの土地所有の制度はカーリスト制度と結びついて、経済発展の社会的デレンマであり、かつ、経済と、政治、社会、価値観等の相互の悪循環を接合する、いわば、インドの社会経済構造の核心となっている。

かくして、土地改革は、農業や農村社会の発展のみならず、インド社会の近代化のための中心課題なのである。だが、この強い伝統的な力の支配は、容易に改革的施策を近づけるものでなく、かつてそれぞれの州立法法によって行われた土地改革も、U・P、ラージャスタン、サウラシトラなどの調査も⁽¹⁰⁾、支配カーリストである中間的保有者層の中で、かれらの都合のよいように土地が再配分されていることを明らかにしている。かつて、わたくしは、インドの農業発展にとって癌ともいふべき、農村負

債の問題をとりあげ、これがイギリスのインド統治の始まりとともにインドの大衆に癒着した現象で、これが土地の所有制度と密接に関係したものであると指摘したことがある。(H) 本稿ではこの問題を「インダの伝統的社會構造との関連において検討しようとするものである。

(1) 一九六一年度の四、六四九百万メートルから一九六八年度には四、五九七百万メートルに低下した(Planning Commission, Government of India, *Fourth Five Year Plan*, 1969-74, Delhi 1968, p. 335.)

(2) Baldev R. Sharma, *The Industrial Worker: Some myths and realities*, *Economic and Political Weekly*, Vol. V, No. 22 May 30, 1970 4p. 875 は「工業労働者は農村から移ったもの、ほとんど文盲、主として低カースト出身、前歴は農業だけといった通念が根拠のならば仮説にすぎないとして、ラトナーの繊維、製紙、モンシ、コンクェッタ、トタ等の工業労働者の調査 (Richard D. Lambert, *Workers, Factories and Social Change in India*, Princeton University Press, 1963.)、ハヤシの化学・機械・鉄道工業等の労働者の調査 (K. N. Vaid, *The New Worker*, Bombay, Asia Publishing House, 1969) などとこれと同様の傾向を見出し、「インダの工業労働者の意外に多くの割合が、都市生まれで、学校教育を受け、上層カーストの出身であることを明らかにしている。

(3) 一九三五—三六年度を100とするとき、一九二—二二年度は一一九、五、一九五二—五三年度は107、三、49 (S. A. Shetty, *Agricultural Production Trends and Components*, *Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. XXV No. 2, April-June, 1970, pp. 43-44)。

(4) Planning Commission, *op. cit.*, p. 119.

(5) M. L. Dantwala, Presidential address of the 53rd annual conference of Indian Economic Association, December 28, 1970, University of Gauhati.

(6) Planning Commission, *Draft Fourth Plan Material and Financial Balances*, 1964-65, 1970-71 & 1975-76 Delhi, 1966, p. 36.

(7) 拙稿「インダのカーストと政治」『一橋論叢』第六六巻、第四号。昭和四六年一〇月。

(8) Planning Commission, *The Sixth Evaluation Report on Working of Community Development and N. E. S. Blocks*, Delhi, 1959, p. 16.

(9) M. L. Dantwala, above address. やまびの「インダ・ソシオエコノミクス」が著しく進行しているインダの戦略的穀物である高収性小麦(灌漑地栽培)の1ヘクタール当り生産費構成は次の通りである(単位はルピー)。賃銀水準は上昇しても、その相対的比率は下向している。

(35) インドにおける負債と農村構造

	1967—68	1968—69
合計	490.18	681.08
人件費	133.43	172.42
役畜費	72.36	112.28
種子	25.46	36.49
肥料	23.45	49.47
機器	16.38	26.48
地代	175.84	205.24
灌漑	30.61	57.83

(Ravinder Nath Sen, *The Recent Agricultural Revolution and the Agricultural Labour, Indian Journal of Agricultural Economics*, Vol. xxv No. 3 July—September, 1970 p. 27)

- (10) Baljit Singh and Sridhar Misra, *A Study of Land Reforms in Uttar Pradesh*, Calcutta, Oxford Book Co. 1964; R. R. Misra, *Effects of Land Reforms in Saurashtra, Report of a Survey sponsored by the Research Programmes Committee, Planning Commission, Government of India*, Bombay, Vora & Co., 1961; Dool Singh, *A Study of Land Reforms in Rajasthan, Report of Survey sponsored by Planning Commission, Government of India*, Pilani (Rajasthan), Birla Vidyavihar, 1964.
- (11) 拙稿「インドの農業金融」(『インドの金融制度』—アジア経済研究所調査報告叢書第一七集—第三章) 昭和三七年三月。

二 農村負債の推移

一九五二年から五三年にかけて、インド準備銀行は、全インドから七五デリストリクト、(六〇〇ヶ村)を抽出し、その農村金融調査(以下「第一回調査」という)を行ったが、六一年から六二年にかけて、その追跡調査(以下「第二回調査」という)を試みている。農村の負債の問題について、この両者の比較を行うと以下のようになる。

負債家族の農村家族に対する割合。「第一回調査」においては、耕作農家(所有地か借地かにかかわらず、庭園中の畑を除く耕地を、その広さのいかんを問わず耕作する農家⁽¹⁾)の六九・一パーセント、非耕作家族の五二・一パーセントが負債をかかえている。一九六二年六月末現在における「第二回調査」では、これが、それぞれ六六・七パーセント(第一回より二・四パーセント減)、五一・〇パーセント(〇・一パーセント)と多少の減少を示しているが、一戸当りの負債は、負債農家平均四四七ルピーから六四七ルピーへ、全農家平均に直して、二八三ルピーから、四〇六・三ルピーに増大している⁽²⁾。一〇年間の貨幣価値の変動を考慮に入れて、耕作者の負債の資産に対する割合でみても、「第一回調査」に

において五・九パーセントであったものが、⁽⁴⁾「第二回調査」においては七・〇五パーセントと上昇している。「第一回調査」は、負債額の大きさや、傾向の判断において、樂觀的などころがみられるが、調査時においてみられた負債の増大傾向は、その期待に反し、長期的、かつ、構造的なものであることを示している。

階層別地域的負債の割合。 まず耕作農家、非耕作農家

(この概念はかならずしも明らかではないが、農業労働者、村落工業に従事する者、商人、金貸しなどが含まれると考えられる)別に見ると、耕作農家(六七パーセント)の方が、非耕作農家(五二パーセント)よりも負債を負った率が高い。⁽⁷⁾耕作農家だけについてみると、資産別に分けてみても、負債家族の割合はほとんど変わらない。負債の額については、「第二回調査」で、資産一〇、〇〇〇ルビー以上の耕作農家は全耕作農家の一七・一パーセントを占めるが、それが全耕作農家の負債の中四三パーセントを占めている。資産一、〇〇〇ルビー以下の低資産耕作農家は耕作農家の数において一五・二パーセントであるが、負債においては五・二パーセントである。負債家族の割合は、南インドやパンジャープ、グジャラ

ートなどの諸州において七七一八五パーセントと高く、州別では、オリッサ、アッサムなどが低い。全耕作農家の負債の中、元金と利子の占める割合は、それぞれ八九・三、一〇・七パーセントであるが、州別にみると、元金の割合はさきに述べた南インドやパンジャープ、グジャラートの他マハラシュトラやジャンム・カシミール(JK)などで高く、逆に利子の割合の高いのはマドヤブラデーシュ(MP)、オリッサ、ラージャスタン、西ベンガル、UPなど東部および中部の比較的農業の遅れた地域ということになる。⁽⁸⁾これに対応する調査は「第一回調査」ではみられないので比較はできない。

借入れ目的。 二つの調査は、借入れ目的について分類

の仕方を異にしているが、その中主だったものについて、整理比較すると次のようになる。(1)農業資本投資(三一・五から二六・八パーセントへ減少)、(2)農業運転資金(一〇・六パーセントから九・八パーセントに減少)、(3)非農業事業支出(四・五から三・五パーセントに減少)、(4)家計支出(四六・九パーセントから四九・二パーセントに増加)、(5)他の支出(訴訟費用や負債の返却などで、六・〇パーセントから七・一パーセントに増加)で、一

般的にいつて投資目的より消費目的の借入れ割合が圧倒的に大きく、しかもその傾向が強くなっている傾向がみられる。調査時点が季節的にいつ行われたか、ことに収穫期との関係を考慮に入れない限り、断定はできないにしても、借入れの目的に関するかぎり、その不健全性は依然として強いことは指摘できよう。家計支出を目的とする負債については、JK(八〇パーセント)、ビハール(七一パーセント)、オリッサ(六五パーセント)、西ベンガル(六一パーセント)など東部インドに次いで、パンジャブ、ラージャスタン(いずれも六〇パーセント)などが高く、南インドやマハラシュトラなどが相対的に低い割合を示している。農業支出目的の借入れではマハラシュトラ(五八パーセント)や南インドに加えてMPがいずれも三六パーセント以上であるが、JK(一パーセント)やビハール(一四パーセント)において比率の低いのが目に立つ¹⁰⁾。

債権の保証。「第一回調査」は一九二九—三〇年度と五一—五二年度についての保証を瞥見するだけで、調査を行っていないが、「第二回調査」の耕作農家についていえば、個人保証(六九・七パーセント)、第三者保証

(四・四パーセント)、不動産担保(二〇・三パーセント)などが主なものである。個人保証の割合が高いのはマイソール(七八・七パーセント)、ラージャスタン(七八・〇パーセント)、AP(七四パーセント)などであって、低い州は、オリッサ(二五・二パーセント)、アッサム(三三・三パーセント)、マハラシュトラ(四一・七パーセント)などとなっている。不動産担保の割合については、ビハール、マイソール、TNがいずれも二〇パーセントを越え、UP、ラージャスタン、JKなどが五パーセント以下の低い部分を形成する¹¹⁾。マイソールのように個人保証と不動産担保と、両方とも他の州より高い比率を示す州があったり、二つの項目の、比率の高い方にも低い方にも、先進的と思われる州と後進的な州とが顔を並べており、担保の割合から地域の特殊性を探り出すことは、これだけの資料をもっては、事実上、困難である。「第一回調査」報告は抵当保証による債務が同じ西ベンガル州の中でもデイスリクトにより異なり、四〇パーセントを占めるデイスリクトのある反面、一〇パーセントしか占めないところもあって、一般化の困難を指摘しているが、「第二回調査」の結果は、

全インド的にもこれを裏書きしているようにみえる。

貸出し機関。 政府、協同組合、商業銀行などの制度的機関の他に、地主、農業金貸し、職業的金貸し、商人、親戚などが借入れ先きを構成する。このうち、おもなものは、非農家を含めて農村の家族平均について、借入れ額に占める割合をいえば、農業金貸し(三三・二→四五・九パーセント)、職業金貸し(三二・四→一四・九パーセント)、商人(八・五→七・七パーセント)、親戚(一一・八→九・三パーセント)、協同組合(六・二→九・一パーセント)、政府(五・二→五・四パーセント)であって、「第一回調査」から一〇年間の変化は若干複雑である。いずれにせよ、伝統的私的金融の役割が圧倒的に大きいことは事実である。

州別にみて、農業金貸しからの負債の大きいところは、ビハール(七四パーセント)、AP、TN(ともに六四パーセント)などで、ケララ(七パーセント)、JK(七パーセント)などで低い割合を示している。⁽¹⁴⁾ 職業的金貸しからの負債については、オリッサ、ラージャスタン、MPなどで三〇パーセント以上を占め、マイソール、JK、ケララなどでは六パーセント以下である。⁽¹⁵⁾

親戚についていえば、JK、グジャラートの一九パーセント台をはじめ、ケララ、マハラシュトラ、西ベンガル、アッサム、パンジャブなどが平均を大きく上回っている。⁽¹⁶⁾ 協同組合についてはマハラシュトラ(二七・五パーセント)、グジャラート(二〇・三パーセント)が群を抜いて高く、オリッサ、マイソール、MPなどで一〇パーセントを越える割合を示している。一方、協同組合活動の立遅れた地域は、ビハールやラージャスタンの二パーセント以下が顕著な例である。⁽¹⁷⁾

金融機関別の農村負債の割合の変化は、インドの農村の社会構造の変化を捉える上で重要であるが、この若干複雑な変化の様子は、それぞれについて述べた地域別の相違だけでは説明がつかない。この点については、階層別割合を加味して、さらに検討が必要である。

利率率。 耕作農家の負債総額の二五パーセントは無利子であるが、利率率を(1) $3\frac{1}{8}\%$ 以下、(2) $3\frac{1}{8}\sim 6\frac{1}{4}\%$ (3) $6\frac{1}{4}\sim 9\frac{3}{8}\%$ (4) $9\frac{3}{8}\sim 12\frac{1}{2}\%$ (5) $12\frac{1}{2}\sim 18\frac{3}{4}\%$ (6) $18\frac{3}{4}\sim 25\%$ (7) $25\sim 37\frac{1}{2}\%$ (8) $37\frac{1}{2}\sim 44\%$ の八つに大別すると、それぞれ(1)〇・二、(2)六・

七、(3)一五・五、(4)一八・七、(5)八・一、(6)一六・五、(7)四・九、(8)四・三パーセントとなっている。⁽¹⁸⁾無利子の割合はJK(七二・七パーセント)、ケララ(六四・五パーセント)、西ベンガル(五七パーセント)、グジャラート(五三・一パーセント)などいづれも、さきにあげた親戚からの借入れの割合が大きい州に対応している。AP、MPなどは無利子の負債が一〇パーセント以下の州である。(1)のカテゴリーはJKで四・七パーセントを占めるだけで、全国的に金額の面からみても、ほとんど意味をなさない。全体の傾向として、(4)のカテゴリーを谷間として、その上下が大きい比率を示しているのは興味を惹く事実で、(2)(3)合せて三四・二パーセント(5)(6)合せて二一・四パーセントということは、法定利息を超える金利は、高利で融資されている慣行を示すものとみてよからう。それぞれの分類をまとめて、(1)から(3)、(4)から(6)までの二つに分けてみると、前者の比率の高い州は、AP(七五・四パーセント)、TN(六七パーセント)、マイソール、マハラシュトラ、グジャラートなどが四三・一五七パーセントで高い比率を示している。⁽¹⁹⁾比率の低いところではアッサム(九・八パーセント)、西ベンガル

(二〇・四パーセント)がいちじるしい例である。後者、つまり、法定をこえる高利の割合が大きい州は、MP(六九・三パーセント)、アッサム(六六パーセント)、ビハール(五五・一パーセント)、ラージャスタン(四六・五パーセント)、オリッサ(四四・四パーセント)などである。一方、JK(一・三パーセント)、グジャラート(八・一パーセント)を始め南インド、マハラシュトラなどは二〇パーセント前後で、高金利負債の割合が比較的に少ない。

- (1) Reserve Bank of India, *All-India Rural Credit Survey* (AIRCS), Vol. I, Part. I, Bombay, 1956, p. 5.
- (2) 第一回調査に⁽¹⁸⁾は⁽¹⁹⁾ *ibid.* p. 97, 第二回調査に⁽²⁰⁾は⁽²¹⁾ Reserve Bank of India, *All-India Rural Debt and Investment Survey*, 1961—62, *outstanding Loans, Borrowings and Repayment of Rural Households* (AIR-DIS, II), Bombay, Reserve Bank of India, p. 1.
- (3) インドの農家の資産を構成するものは、土地、家屋、家畜、農業機械・器具が主なもので、全資産に対する比率は、それぞれ、六五・四、二〇・一、一〇・五、二・三パーセント⁽²²⁾、その他は合計して一・七、パーセントにすぎない (AIRCS Vol. I, Part. I, p. 117, Table 3, 6).
- (4) *ibid.*, p. 134.

- (5) Reserve Bank of India, *All-India Rural Debt and Investment Survey, 1961—62, Tangible Wealth, Capital Expenditure and Capital Formation of Rural Households* (AIRDIS, I). Bombay, 1965. p. 2 等より AIRDIS, II p. 4 の資産および負債の合計額より算出。
- (6) 第一回調査時点において過去一年間の負債の増減につき調べたところ、調査対象六〇〇村の中、負債の減少した村一九(三・二パーセント)、増減のなから村二(〇・三パーセント)は、残りの五七九村(九六・五パーセント)より増大の傾向を示した(AIRCS, Vol. I, Part I, p. 143)。
- (7) AIRDIS, II, p. 2.
- (8) *ibid.*, p. 25 Statement No. 1 4 の抽出。
- (9) AIRCS, Vol. I, Part I, p. 264; AIRDIS, II, p. 7 4 の算出。
- (10) AIRDIS, II, p. 36, Statement, No. 3.
- (11) *ibid.*, pp. 43, 44, Statement No. 4.
- (12) AIRCS, Vol. I, Part I, p. 190.
- (13) *ibid.*, Vol. I, Part 2, p. 6 等より AIRDIS II, pp. 32, 33, Statement No. 2.
- (14) *ibid.*, p. 32.
- (15) *ibid.*, p. 33.
- (16) *ibid.*, p. 33.
- (17) *ibid.*, p. 32.

- (18) *ibid.*, pp. 86—88, Statement No. 10.
- (19) *ibid.*, より算出。

三 協同組合と金貸し

以上の農村負債の状況の変化を、社会構造との関連において明らかにするために、伝統的な金貸し金融と、新しい協同組合の二つを検討してみよう。

「第一回調査」と「第二回調査」は、農村の社会的階層の分類の仕方を異にし、第一回の場合は耕作者を極大、中、小の四つに分け、⁽¹⁾「第二回調査」は、資産別に区分し、最低を五〇〇ルピー以下、最高を二〇〇〇〇ルピー以上として、全部で七段階に分けている。したがって両調査の間に、階層ごとの推移を捉えることは不可能であるが、まず指摘できることは、協同組合からの融資が全負債の中で割合を増大するにつれ、それが豊裕な層における割合を増大し、貧困な層にさして影響しなかったということである。資料の関係から、非耕作家族を含めてみた場合、協同組合からの借入金の負債に占める割合は、「第一回調査」において、極大耕作者の四パーセントから、小耕作者一・七パーセント、非耕作者(主

として商人、手工業者)一・五パーセントまで、社会層の低下にともない、協同組合からの借入金割合は逡減する傾向を示していたが、「第二回調査」では、最高層が一四・三パーセント、二番目・三番目が一〇・九、九・一パーセントで、以下順に減少して、最低層は二・四パーセントと、第一回調査に比べ、社会層間の較差を大きくしている。

協同組合からの借入れ金の使途も、社会上層部は生産的支出の比重が大きく、低所得層ほど、消費支出に偏りを示している。極大耕作者が五五・二パーセント、小耕作者が三六パーセント、ただし金額で示すと前者が後者の約七倍、生産目的に当てていたのに対し、家計支出のためには、前者が三七・二、後者が五九・八パーセントと逆の傾向となっている。⁽⁴⁾「第二回調査」はこの辺の事情を明らかにしていないが、この傾向がますます大きくなっていくことは、議論の余地を残さない。

一般に「協同組合は、政府資金と同様、たいていの州で、貸付けに当り抵当——土地が望ましいが——を要求する。消費金融は、飢饉の時に政府資金は行っているが、協同組合ではできない。消費金融は協同組合ではいじ

るしく制限されている。協同組合の生産的融資の重視は、その融資を受けるために生産手段の所有または管理が必要で、生産手段の大きさによって金融の額も違ってくる。金融が土地の保証でなく作物を保証にして行われる場合でも、農産物の生産高の大きさによって協同組合からの融資高はかわってくる。土地の所有によってだけでなく、作物の量が社会の上層と下層と違うならば組合からの融資額はそれに応ずることにならざるをえない。砂糖きび、タバコ、果樹等、生産費のかかる作物が上層農家により栽培されるならば、融資は、土地をでなく作物を担保とする場合でも、多くの割合が、土地の所有者や生産費のかかる事業を行う者に流れていくことになる。これが組合金融の不均衡配分の重要な要因となっている。⁽⁵⁾」

協同組合について、「第一回調査」は、その過程において、その程度は把握できなかったが、金貸しに融資されたり、個人に融資されたものが高利で又貸しされている事実をつきとめている。具体的な例として村^{パンチャヤット} 会の長(Sarpanch)は協同組合をとりしきり、みずから、高利貸しを営んだり、組合の書記がその地位を利用して、高利貸を行っている事実に触れ、これが偶然的なこと

はなく、「同様なことが他の村でも充分におこりうることである」と警告している。近代的な制度としてとりあげた協同組合も、部分的に、伝統的社會の中に埋没しているのである。

農業金貸しは、耕作者が金貸しを行う場合で、それは主として大耕作者である。農業金貸しについて、正確な統計的データは与えられないが、第一回調査は、面接調査を根拠として、農業金貸しの構成を推定し、その中、極大耕作者、大耕作者の占める割合を約七〇パーセントとみている。⁽⁷⁾これと職業金貸しの金融と合わせると、西海岸と西部綿花地帯、アッサムと北部ベンガルを除く全インドで、農業金融の過半数はこれら金貸しの手握られていることになる。ことに南デカン、ラージャスタンは九〇パーセント近く、中央インド、東部MPからオリッサにかけては、約四分の三が金貸金融によってまかなわれている。⁽⁸⁾農業金貸しの融資の三分の一弱、職業金貸しの融資の約四割は消費目的を対象として行われるが、農業金貸し金融の四五パーセント、職業金貸し金融の約三〇パーセントは農業生産のために融資されている。いずれの場合も、農業生産目的、消費目的のいずれを問わ

ず、長期融資の占める割合が大きい。両者ともに個人保障が七七パーセントを占めるが、それ以外のすべてについては農業金貸しは土地を担保として要求するが、職業金貸しの場合には、土地以外に貴金属や動産を担保として認めている。⁽⁹⁾利率率は概して、農業金貸しの方が低く、無利子が二・四パーセントで職業金貸しの五パーセントより大きな割合を占め、五〇パーセントの年利を含め、金利一八パーセント以上の高金利は職業金貸し金融の中五七・二パーセントを占めるのに比べれば、三二・一パーセントと割合が少ない。⁽¹⁰⁾耕作規模別にみた場合、この両者の金融に対する依存度は大きな変化がみられないが、大耕作者、中耕作者の場合、全負債に占める割合が極大耕作者、小耕作者よりも上まわっている。⁽¹¹⁾

金貸しが融資する場合、返済期間を明示しない場合もあるが、明示した場合、金貸し、二、二〇〇名について、四分の一は返済が遅れるとするもの九四七名、四分の一から半分が遅れるとする者五四〇名、半分から四分の三が遅れるとする者二一三名、四分の三以上が遅れるとする者二二名で、⁽¹²⁾高金利のもとで返済がいかにか困難であるか、これらの数字は物語っている。耕作農家の家計調

(43) インドにおける負債と農村構造

査において、訴訟費用が全農家支出平均三六〇・七ルピーの四・五パーセント、一六ルピーという大きな割合を占めている事実と照らし合せてみると、負債の結着は、多く、紛争をとめない、その結果いかんが農民にとって深刻な意味をもつことが理解されよう。

- (1) 第一回調査報告書からこれらの概念を明らかにできな
ら、平均耕作規模を二六・〇エーカー(極大耕作者)、
一六・九エーカー(大耕作者)、六・八エーカー(中耕作
者)、三・〇エーカー(小耕作者)とした例を示している
(AIRCS, Vol. I, Part 2, p. 371)。
- (2) *ibid.*, p. 371.
- (3) AIRDIS, II, p. 6.
- (4) AIRCS, Vol. I, Part 2, p. 382 より算出。
- (5) *ibid.*, p. 381.
- (6) *ibid.*, p. 366.
- (7) *ibid.*, p. 539.
- (8) *ibid.*, pp. 550, 582 より算出。
- (9) *ibid.*, pp. 554, 587.
- (10) *ibid.*, pp. 562, 597 より算出。
- (11) *ibid.*, pp. 534—535, 570—571.
- (12) *ibid.*, pp. 474, 501 より算出。
- (13) AIRCS, Vol. I, Part 1, p. 412.

四 負債と農村構造

以上の農業金融の階層間の動きの中で、農業労働者については触れるところがなかった。それは、「生計を主として労働に依存し、その仕事にいかなる種類の生産的装備ももたない農業労働者はいかなる融資も受けられない」からである。農業労働者は、農村の家族の中、「一五パーセント以上を占めるといわれるが、これらは調査対象の埒外とされていたからである。パテルは一九三一年の農村社会の人口構成を次のように捉えている。個々の

農村社会構造		
I	地代受益者	3.6%
II	5エーカー以上の耕作者	25.3
	(a)自作	16.3
	(b)小作	9.0
III	耕作権をもつ労働者	33.3
	(a)小土地所有	9.0
	(b)随意小作および刈分け	24.3
IV	土地のない農業労働者	37.8
	(a)債務労働者	2.7
	(b)低雇用労働者	31.5
	(c)常時雇用無報酬労働者	3.6
	合計	100.0%
	隷的存在が、植民地時代の貨幣経済の発展のもとで、農	
	ば、債務奴	
	報酬労働者	
	常時雇用無	
	務労働者、	
	しても、債	
	確でないに	
	らずしも明	
	範疇がかな	
	るは、一九三一年	
	(3) 個々の	
	は、調査対	
	(2) 象の埒外と	
	い」から	
	(1) 生産的	

村社会の底辺を構成するようになったことを、この表は説明している。インドの農村の基本構造に変化のない限り、農村負債は、依然として、農民をしてこのような恐怖にさらす一面を有しているのである。

負債の返済状況をみた場合、返済率は元利合せて、全インドで三六・三パーセントという数字がある⁽⁴⁾。返済の資金が、当座の収入による場合は健全であるが、貯蓄、資産売却、借入れなどに依存する場合は、その大きさによって農民の社会的地位に影響を与えるものである。個々の内訳を正確に把握することは不可能であるが、全インド的に、返済の大部分が収入でまかなわれていることは事実である。「第一回調査」が行った七五デイストリクトの例では、収入による返済が返済金額の半分に達しなかったのは一五、四三のデイストリクトでは四分の三以上を占めている。しかし、資産売却や借入れを手段とすることが意外に多いことも事実である。資産売却や借入れが、返済の三〇パーセント以上を占めるデイストリクトが二一で、収穫の悪いところでこの割合が大きい⁽⁵⁾。「第一回調査」では、資産売却による返済は、借入金によってまかなう場合よりも、金額において大きな割合を

示すが、「第二回調査」によってみると、借入金による返済だけでも、全インドで一〇・七パーセントに達している⁽⁶⁾。

「第一回調査」は、負債の累積と、返済の履行との関係を、若干の仮説を立てて、推計しようと試みた⁽⁸⁾が、結果的には、地域別の返済割合の相違を明らかにすることはできなかったが、個々の実態を解明する手懸りとはなり得なかった。累積された負債の追求は、ここまでで諦められているが、問題はこれから先に存在するわけである。

グプタのUPのある村の調査によれば、負債をめぐる関係はこうである。職業別に資産総額と負債総額を比較すると、自作・小作権者、商人を除き、他のカーストはすべて負債が資産を上回っている。負債を上回った資産部分は、金貸しと自作の手で六対一ぐらいの割合で入っている。負債を多く負っているのは耕作自作 (cultivating Tenant) で次が自作・小作権者である。この村の金融の七三パーセントは村落内でまかなわれ、自作・借地権者と商人が三八・三パーセント、三六・三パーセントの割合で融資している。自作・借地権者の負債は、三分の一が自分と同じカーストから借り、下層の農業カ

〈45〉 インドにおける負債と農村構造

ーストは三分の二を仲間から借りたものである。残りの部分については、自作・借地権者は金貸しから、下層農業カーズトは自作・借地権者から借りる。金貸し——自作・借地権者——下層農業カーズトの金融の流れは、金貸しと上層カーズトの金融活動の競合を避けるとともに、金貸しは危険負担を免かれるとともに、上層カーズトは危険負担を冒しても下層カーズトの支配を強めようとする傾向のあることを明らかにしている。⁽⁸⁾

西ベンガルのある調査は、累積負債が年々増加する事実をつきとめ、農民の金利負担の度合についてこう述べている。「累積負債の金利は年六・二五パーセントから七五パーセントまで、六・二五パーセントの金利は生産的支出のために貸出された政府資金である。この程度だと元利合せて返済できるが、六・二五パーセントから、一八・七五パーセントとなると、金利は払えるが元金返済が遅れる。一八・七五パーセント以上の金利の場合には、元金のみならず利子も滞りがちである。⁽⁹⁾」かくして、土地や役畜が売却されるようになるが、資産の多く（土地については五五パーセント）が他村の上層農家によって購入され、村内の上層農家は、他村の資産を購入する

割合の大きいことを明らかにしている。耕作者を土地所有の関係から(1)完全所有、(2)大部分所有、(3)一部所有、(4)無所有に分け、資産を購入する側は、(3)より上層の農家であるが、村落内の土地の購入に限って言えば、(2)のグループが一番大きく、(3)(1)の順で続いている。⁽¹⁰⁾

負債がどの程度累積したら資産の売却を余儀なくされるかについて、シャールは結果的にみて、年間所得の二倍近くなった場合を例示している。⁽¹¹⁾その妥当性を問うことは無理であるにしても、一つの目安として理解すればよかるう。それはさておいて、資産売却にともなう社会的地位の変化を、耕作規模別に分類し、分類相互間における上昇的あるいは下降的変動の態様をシャールの研究は追求するのであるが、ここで注意することは、経済的地位の上昇にしても、下降にしても、金貸しに対する依存度はほぼ同じということである。⁽¹²⁾

「累積的な負債増と、相対的に低い返済は資本主義発展の時代の始まりを示すものである⁽¹³⁾」と農業金融調査報告は述べているが、それは二重の意味において樂觀的である。第一に、負債増はインドの農村の累積的發展を約束するものではなく、階層相互間の経済的地位の上昇

と下降という変動を無視しているからであり、第二に、その変動は、伝統的社会を打破して近代化への移行を保証するものではなく、伝統的体制内での変動であることを忘れてゐるからである。村落やカーニストの連帯性と植民地資本主義の冷酷な論理の落し子としてとしての悩みを、インドの農村金融は象徴してゐるのである。

- (1) AIRCS, Vol. I, Part 2, p. 382.
 (2) 一九五一年国勢調査 (Vol. I, Part II—B) では農業労働者の割合を農民の一八パーセント、労働者の農業労働調査 (Ministry of Labour, *Report on Intensive Survey of Agricultural Labour*, Delhi, 1955) では土地を保有する農業労働者、無保有の労働者それぞれ農村人口の一五・二パーセント計三〇・四パーセントとなっているが、調査方法の相違や、調査自体のやり方で、農村の人口構成は変化し、いずれが信頼できるか断定し難い。ただ、国勢調査の方法に批判があることは事実である。(Daniel and Alice Thorner, *The Fate of the Census of Landholding, Economic Review* (All-India Congress Committee) Vol. VII, (Aug. 15, 1955) pp. 75—78) なお、六一年国勢調査では(1)土地所有または政府地保有、(2)現金または現物払いで他の個人または団体の土地を保有してゐるもの、(3)現金、現物払い、または分益方式で政府地を部分的に保有してゐるものと農家を三分類し、戸数に示して、(1)七六

パーセント、(2)七・六パーセント、(3)一六・四パーセントを占めてゐる。(Census of India, 1961, Vol. I Part III (ii) *Household Economic Tables*)、表態をなすべし見誤らばならぬ。

- (3) Quoted in Bhowani Sen, *Evolution of Agrarian Relations in India*, New Delhi, People's Publishing House, 1962, p. 150.
 (4) AIRDIS, II, p. 95, Statement No. 11.
 (5) AIRCS, Vol. I, Part 1, pp. 392—393.
 (6) *ibid.*, pp. 390—391.
 (7) AIRDIS, II p. 97, Statement No. 11. AIRCS, Vol. I, Part 1 fp. 396.
 (8) S. C. Gupta, *An Economic Survey of Sharnaspur Village, (District Saharanpur, Uttar Pradesh)*, Delhi School of Economics Continuous Village Survey Series, No. 2., Bombay, Asia Publishing House, 1959, pp. 51—54, 82, 83.
 (9) J. P. Bhattacharjee and Associates, *Sahajapur, West Bengal, Socio-Economic Study of a Village*, Agronomic Research Centre for East India, Visva. Bharati University, Santiniketan, 1958, pp. 115—116.
 (10) *ibid.*, pp. 117, 119.
 (11) C. H. Shah, *Conditions of Economic Progress of Farmers, An Analysis of Thirty-Six Case Studies*, Bo-

(47) インドにおける負債と農村構造

in Day, *The Indian Society of Agricultural Economics*,
1960, p. 19.

(21) *ibid.*, p. 20, Table 20.

(21) AIRCS, Vol. I, Part I, p. 396.

(前デリー大学客員教授)